

学校教育課 (有)2-3741 (電)0749-48-8123 (F)0749-48-8155

多賀町内小中学校の留守番電話の応答時間等について

①留守番電話による応答時間について

・町内小中学校では留守番電話（自動音声対応電話）を導入しており、応答時間は次の通りです。

■授業をおこなう日

18：00 から翌朝 8：00 まで

※中学校のみ 5 月～7 月については、部活動の活動時間帯との関連から 18：30 から翌朝 8：00 までとします。

■長期休業中の平日

16：45 から翌朝 8：15 まで

※学校の日課や行事等の事情により、時間帯が変わる場合もあります。また、児童生徒の帰宅が完了した後、教職員の正規の勤務時間（8：15～16：45）が過ぎれば、

この時間より早く不在になることがあります。

②事故などの緊急対応を要する場合の連絡について

・事故など緊急対応を要する場合（学校が留守番電話による対応でつながらない）には、警察・消防などの専門機関もしくは多賀町役場代表番号（48-8111）への連絡をお願いします。

・緊急を要する以外の連絡は、お手数ですが学校へおかけ直してください。

③夏季休業期間中および年末年始における学校閉校について

・今年度においては、次に掲げる期間、学校を閉めます。
令和 8 年 8 月 1 0 日から 8 月 1 6 日まで
令和 8 年 1 2 月 2 7 日から 令和 9 年 1 月 3 日まで

学校支援ボランティアだより 地域学校協働本部事業

おはなしポケットの活動（多賀町子ども・家庭応援センター）

毎月、子ども・家庭応援センターでおこなわれるおはなしポケットの時間に、子どもの本のサークル「このゆびとまれ」さんが、今年度から絵本の読み聞かせをしてくださ

ています。絵本を読んだり手遊びを取り入れたりするなど、未就園児さんと保護者さん向けに読み聞かせをされ、親子のスキンシップの時間の一助となっています。

今月も多くのボランティアの方に
ご協力をいただきありがとうございました。

本の読み聞かせの活動（多賀小学校・大滝小学校・多賀中学校）

多賀町地域学校協働本部では、多賀小学校と大滝小学校で毎週 1 回、多賀中学校で月 1 回、本の読み聞かせをおこなっています。子どもたちは、毎回の読み聞かせをととても楽し

みにしています。本年度は多賀小学校 14 人、大滝小学校 7 人、多賀中学校 6 人の方々に、スケジュールを組んで年間通して進めていただきます。朝の 1 0 分間という短い時間です

が、子どもたちにとっては本の良さを味わうとともに、幼小期から読み聞かせしてくださっている馴染みの地域の方ともふれあえる貴重な時間となっています。



▲多賀小学校のようす



▲大滝小学校のようす



▲多賀中学校のようす

おはなし会の活動（保育園・こども園）

多賀町の各園では、毎月 1 回、複数のボランティアさんによるおはなし会をおこなっています。各園ともクラスや学年ごとの少人数での読み聞かせを

実施しています。その中で、ボランティアさんは、季節や行事・年齢に合わせて本を選び、子どもたちに興味を持ってもらえるように工夫してくださり、子

どもたちは、いつも目を輝かせておはなしに聞き入っています。時には、絵本の読み聞かせの中で子どもたちと一緒に歌ってくださる時もありました。



▲多賀ささゆり保育園のようす



▲久徳うぐいすこども園のようす



▲大滝たきのみやこども園のようす

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)0749-23-1112

産前産後期間は国民年金保険料が免除になります

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人）が出産をされた際、出産前後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

免除制度の内容

○産前産後期間の免除制度は、「免除された期間」も保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。（所得審査による保険料免除制度の全額免除の場合は、将来の受給額は全額納付時と比べ 2 分の 1 になります。）

○産前産後期間は付加保険料が納付できます。

○産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

保険料が免除される期間

○出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

○多胎妊娠（2 人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から最大 6 か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

○免除対象期間は下記の通りです。（色のついた部分が免除期間）

	3 か月前	2 か月前	1 か月前	1 か月後	2 か月後	3 か月後
単胎の方				出産予定日※		
多胎の方				出産予定日※		

※届出が出産後の場合「出産日」

届出しないと免除になりません

○出産予定日の 6 か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。

○平成 31 年 2 月 1 日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

○届出先は、税務住民課窓口となります。母子健康手帳

など、出産予定日がわかるものをご持参ください。（出産後の申請は、市町村で確認できる場合は添付書類不要です。）

○郵送でも申請できます。申請書等は、日本年金機構ホームページに掲載しております。

日本年金機構：https://www.nenkin.go.jp/

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

後期高齢者歯科健康診査を受診しましょう

今年度 76 歳と 81 歳になられる方を対象に歯科健康診査を実施します。

食べたいものを食べるためには、お口の中も健康であることが必須です。

この健診では、歯と歯ぐきの状態に加え、義歯の状態や高齢者の方の特性に応じた、口腔機能（飲み込むこと、噛むことなど）に関する検査も含まれています。

お口の健康づくりや誤嚥性肺炎予防のために、この機会にぜひご受診ください。

■対象の方

昭和 25 年 4 月 1 日～昭和 26 年 3 月 31 日に生まれた方

昭和 20 年 4 月 1 日～昭和 21 年 3 月 31 日に生まれた方

■実施期間

9 月 1 日（火）～12 月 28 日（月）

対象の方には、8 月下旬にご案内の封筒を発送します。

■受診する場所

滋賀県歯科医師会会員の歯科医療機関

■費 用

無料（※治療やクリーニングは別途有料）

■お問い合わせ

滋賀県後期高齢者医療広域連合

（電）077-522-3013 （F）077-522-3023